

常口セーフティ少額短期保険の現状

平成23年版／平成22年度決算

2011



常口セーフティ少額短期保険の現状

2011

目次

トップメッセージ・経営理念	1
会社概要・主な業務の内容	2
経営について	3
業績データ	17
コーポレートデータ	32

《本誌は「保険業法第272条の17において準用する保険業法第111条および同施行規則第211条の37」に基づいて作成したディスクロージャー資料(業務および財産の状況に関する説明資料)です。》

トップメッセージ

信頼される少額短期保険会社として

日頃より、皆様には常口セーフティ少額短期保険株式会社をお引き立ていただき、厚くお礼申し上げます。

2010年度は経済低迷の中、国内保険業界も厳しい1年となりましたが、当社の業績につきましては、収入保険料は対前年比122%を達成いたしました。

責任準備金につきましても、前年同様大幅な積み増しを行い、さらに強固な経営基盤が構築されております。また、責任準備金繰入額の大幅な増加にもかかわらず、経常利益は対前年比375%、当期純利益は対前年比482%となりました。

これらの結果は、ひとえに皆様のご支援の賜物であり、役職員一同深く感謝申し上げます。今後も更なる経営基盤の強化に努め、安定的な収益の確保を目指してまいります。

また、お客様のニーズにお応えするために「わかりやすい商品と安心のサービスの提供」を継続的に行ってまいります。2011年度につきましては、特にお客様の利便性を考慮したホームページのリニューアルを予定しております。

また、成長性を確保するため、代理店の委託推進の強化を行い、これからの安心を提供できる、皆様のパートナーでありたいと考えております。

何卒、引き続き一層のご愛顧、お引き立てを賜りますよう、心からお願い申し上げます。

2011年7月

代表取締役社長

萩野 克己

経営理念

1. 健全な経営の確保および公正・適正な業務運営を推進し、お客様の保護を図るとともに社会からの期待と信頼に応えます。
2. お客様にとってシンプルでわかりやすい商品と安心のサービスを提供します。
3. 代理店と互いに協力をし、お客様の声を大切にするとともに、相互の展開を図ります。
4. 全役職員が革新的で創造性を発揮できる先進的な企業風土を築きます。

会社概要

商 号	常口セーフティ少額短期保険株式会社
設 立	平成17年8月31日 (前身の「株式会社常口セーフティ」設立日)
資 本 金	50,000千円
総 資 産	419,083千円
純 資 産	72,330千円
本社所在地	札幌市中央区南一条西六丁目20番1号 富士火災札幌ビル5階
代表取締役	萩野 克己
従 業 員 数	10名
営 業 店 舗	1店
代 理 店 数	16店

主な業務の内容

会社の目的	当社は、次の業務を行うことを目的としています。 1. 少額短期保険業 2. 他の少額短期保険会社または保険会社(外国保険業者を含む)等 保険業に係る業務の代理又は事務の代行業務 3. その他前各号に付帯又は関連する業務
業務の概要	当社が現在行っている主な業務は次のとおりです。 1. 少額短期保険業 生活復旧費用プラン(賃貸住宅災害時生活復旧 費用保険)の引受および契約の維持・管理、保 険事故の支払

経営について

代表的な経営指標	4
コーポレート・ガバナンス体制	5
組織図・リスク管理体制	6
法令遵守(コンプライアンス)	7
危機管理体制	
情報開示	8
行動規範	
勧誘方針	9
個人情報保護方針	
個人情報保護法に基づく個人データの 開示等の請求について	11
クーリングオフ	12
保険商品	13
募集方法及び契約手続き	14
保険金支払	15
指定紛争解決機関 少額短期ほけん相談室	16

代表的な経営指標

(千円、%)

	平成21年度	平成22年度
元受正味保険料	590,031	723,972
正味収入保険料	28,149	34,450
正味損害率	21.5%	21.8%
正味事業比率	△51.4%	△133.4%
経常利益	6,584	31,328
当期純利益	3,255	18,963
ソルベンシー・マージン比率	1037.5%	599.6%
総資産	429,927	419,083
純資産額	92,587	72,330
保険業法上の純資産額	95,279	75,941

正味収入保険料 お客様からいただいた保険料から、再保険に要した保険料等を加減したものです。当社の場合その計算式は、元受正味保険料－出再正味保険料です。

正味損害率 当社が受け取った保険料に対し、支払った保険金の割合を示したもので次の算式で算出します。

$$\text{正味支払保険金} \div \text{正味収入保険料} \times 100(\%)$$

正味事業比率 当社が受け取った保険料に対し、保険の募集や維持管理のために使用した費用の割合を示したもので、次の算式で算出します。

$$(\text{諸手数料} + \text{保険引受に係る営業費} \cdot \text{一般管理費}) \div \text{正味収入保険料} \times 100(\%)$$

ソルベンシー・マージン比率 保険会社(保険業者)の保険金支払能力を示しています。通常その比率が200%あれば保険金等の支払能力は問題ないとされています。巨大災害や資産の大幅な下落など、通常の予測を超える危険に対し、どれだけ支払能力(ソルベンシー・マージン)を持っているかをあらわしたものです。

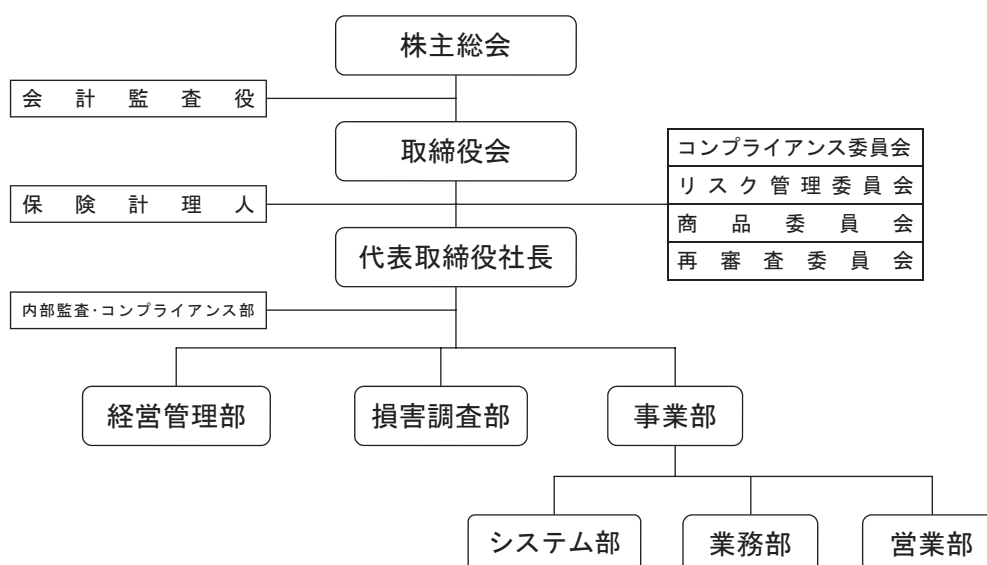
保険業法上の純資産額 保険業法施行規則第211条の8第1項の規程に基き、貸借対照表の純資産の部の金額に異常危険準備金および価格変動準備金の額を加えたものです。

コーポレート・ガバナンス体制

当社は少額短期保険業の公共性を重視するとともに、取り巻く様々なリスクを的確に把握・管理し、各種法令を遵守するとともに業務の健全な運営を行う為、下記の体制を確立しています。

取締役会	企業倫理の構築、経営方針・経営計画の作成・分析、決定を行います。また、法令の遵守、保険募集、顧客の保護、財務の健全性、商品開発管理、保険引受リスク等の整備、検討、承認を行います。代表取締役は、これら取締役会の決定をもとに職務を遂行し、組織全体に方針を周知徹底します。
各種委員会	コンプライアンス委員会：コンプライアンスに係る方針・政策・教育計画等、承認と決済を行うとともに、推進状況、重要課題を取締役会に報告します。 リスク管理委員会：当社事業に関するリスク分析を行い、その管理体制の強化・管理手法の協議検討を行い各部門のリスク管理状況を総合的に把握します。 商品委員会：商品開発・商品改定の検討・協議を行います。 再審査委員会：適正な保険金支払を行い契約者保護を図るため、保険金請求に関する苦情案件は外部の専門家、弁護士等に参加いただき、公平な判断を図ります。
監査役	損害保険会計に習熟した公認会計士に会計監査を委託し、開かれた経営を目指しております。
保険計理人	支払備金や準備金の健全性に関する法令で定められた確認検証業務を行い、意見書を取締役会に提出します。
内部監査・コンプライアンス	コンプライアンスに関する一切の実務を統括します。コンプライアンス・プログラムの立案、研修を実施します。また、経営の健全性維持、法令遵守、契約者保護に主眼を置き、経営管理部・事業部・損害調査部の監査を計画的に行うとともに、「お客様の声」の把握を行い、各部門の監査結果、是正・改善状況につき取締役会に報告します。

組織図



リスク管理体制

当社は、少額短期保険事業を行うにあたり直面する業務上の各リスクにつき、適切な予防策を講じるとともに、危機発生時に対応する社内体制の整備を推進する為、以下のリスク管理体制を敷いています。

1-(1) 保険引受リスク 取締役会が経営管理部の報告、保険計理人の意見等に基づきリスク委員会を開催し引受リスクを決定します。商品開発及び商品改定等に関するリスク、保険契約の保有と再保険に関するリスク、適切な準備金及び支払備金の積立に関するリスク等を検討し経営の安定化を図っています。

(2) 集積リスク 名寄せシステムにより、一の被保険者に係る保険金限度額および一の保険契約者の総数の限度を管理します。

(3) 危険リスク 賃貸借契約を締結する住宅専用の建物もしくは戸室のみお引受します。

(4) 損害率変動リスク お引受した保険契約の一部を再保険契約に付すことでリスクのコントロールを行って(再保険)おります。再保険先はS&P社による格付けでAー以上の格付けを維持していることを要件としています。

◎平成22年度の再保険は下記に付保しています。

再保険会社：

ザ・ソサイエティー・オブ・ロイズ(ロイズジャパン)

出再リスク：95%

また、保険期間中に経営維持に重大な影響を与えると見込まれる事由が発生した場合、保険計理人の意見に基づき取締役会で決議し、保険金の削減を財務局に届出た上で実施します。

- | | |
|------------|---|
| 2. 事務リスク | 社員、代理店による契約事務上のミスや不正を防止するため、データ入力等をシステム化しシステムによるチェック機能を使い事務ミスをなくすとともに、業務規定集、苦情(お客様の声)マニュアルに基づき社員教育の徹底をしております。また、全社員と守秘義務契約を結び、お客様情報の漏えい等がないよう態勢を整えております。 |
| 3. システムリスク | コンピュータからの情報漏えい、システム障害による運営障害を除くため、基幹システムの運営をPマーク認定及びISO9001を取得している情報管理会社に委託し、個人情報秘密保持契約を結んでいます。
また、社内システムにはファイアウォールを設定し、ID・パスワードによるアクセス管理を実施するとともに、顧客データのバックアップを情報管理会社と当社の2箇所(東京および札幌)で行うことにより、大規模災害でも業務運営に支障がないよう備えております。 |
| 4. 資産運用リスク | 流動性リスク管理方針に基づき、日常の資金繰りを管理するとともに、大規模災害発生時には再保険金の迅速な回収により、保険金支払がスムーズに行われるよう体制を管理しています。また、資産の運用につきましては、安全を最優先とし流動性を確保し運用をしております。 |

法令遵守(コンプライアンス)体制

当社はコンプライアンスが経営の基本であると考え、以下の方針を定め実行しています。

1. 全役職員は行動規範を遵守し、一人一人が率先して実行します。
2. コンプライアンス・プログラムにもとづき、役職員へ計画的に研修を行います。
3. 保険代理店・募集人の登録時に当社規定のコンプライアンス研修を行うと共に、毎年研修を継続して行います。
4. 内部監査・コンプライアンス部が「お客様の声・苦情」管理簿にて、その対応が適切になされているか又業務の改善に活かされているかを確認し、取締役会に報告します。
5. 内部監査・コンプライアンス部が社内の「事業部(営業部、業務部、システム部)」「経営管理部」、「損害調査部」の監査を毎年行い業務の健全性と適切性を維持します。
6. 内部監査・コンプライアンス部が代理店登録6ヵ月後検査を実施し、代理店業務の健全・適切な運営を指導するとともに、毎年 of 検査及び業務実態・登録内容の確認によりその健全性・適切性を維持しています。

当社は研修資料として、「個人情報保護法対応ガイド」、「コンプライアンス保険募集ルールガイド」、「業務規定集」、「お客様の声・苦情管理規程」等の各種マニュアルを用意するとともに、その内容をたえず見直し最新の研修をしております。

危機管理体制

危機管理の一つであります「大規模災害時」の対応は、社員の緊急連絡網をはじめとして、リスク管理体制のもとネットが切断された状況下でも、お客様のいろいろなご質問や、保険金支払に対応できるよう「災害時コンティンジェンシープラン」を作成し、万全の体制を敷いております。

情報開示

当社はお客様をはじめとするあらゆる皆様に、当社をご理解いただき、また正しくご評価いただくために当社に対する情報の適宜・適切な開示に努めております。

ホームページ



ディスクロージャー誌



行動規範

法令・社内規範を遵守し、企業の社会的責任をはたすべく行動します。

1. 健全な保険事業の発展のため、法令・社内規定の遵守を第一に考え、公正・適正な業務運営に努め、組織をあげてコンプライアンスを推進する。
2. 業務上知りえた個人情報・企業情報や守秘すべき社内情報の取扱いについて細心の注意を払い、外部に漏れいしないよう厳正な管理に努める。
3. 経営の透明性を高めるため、適時・適切な企業情報の開示に努める。
4. 健全かつ透明な事業運営を推進するため、常に業務の効率化・経営資源の有効活用に取り組むとともに、各部門でのリスク管理体制の強化と内部監査体制の充実を図る。
5. 意思決定のプロセスを明確にし、健全なコーポレートガバナンスを構築する。
6. 企業の社会的責任として反社会勢力への対応については、警察等関係機関とも連携して、断固とした姿勢で臨む。

お客様に最も身近で、圧倒的な支持をいただける保険会社を目指します。

1. お客様のニーズにお応えした、シンプルでわかりやすい商品の開発・提供に努める。
2. お客様の立場に立った、安心されるクレームサービスの提供を心掛ける。
3. お客様に誠実・親切に対応し、その意見・要望・苦情などあらゆる声を真摯に受け止め、これを業務に反映する。
4. 代理店と互いに協力して、法令遵守に重点をおいた、お客様から信頼される業務能力の高い募集人の育成に努める。

役職員一人一人が、人格・識見・能力の向上に努めます。

1. 全役職員が、革新的な創造性を発揮できる先進的な企業風土を築きます。
2. 個人の人格・個性を尊重するとともに、性別・年齢・国籍・宗教・社会的地位・身体障害などを理由に差別しない。
3. 役職員の心身の健康管理と職場環境の改善に努める。

勧誘方針

保険業法、金融商品の販売等に関する法律、消費者契約法およびその他各種法令等を遵守し、適正な保険販売に努めます。

販売にあたっては、お客様にご理解いただけるよう説明方法を創意工夫し、適正な保険の販売・勧誘活動を行います。

お客様の保険に関する知識、保険の加入目的、財産状況を総合的に勘案し、お客様の意向と実情に沿った商品選択・販売に努めます。

お客様の意向と実情に沿った適切な商品設計・説明、販売・勧誘活動を行います。

販売・勧誘活動にあたっては、お客様の立場に立って、時間帯や勧誘場所について十分配慮してまいります。

ご契約に際し、お客様よりいただいた情報については、適正な管理・保持に努めます。

お客様と直接対面しない保険販売を行う場合においては、説明方法に創意工夫をこらし、お客様にご理解いただけるよう常に努力いたします。

お客様に保険商品の理解が得られるように、販売資材に工夫をこらし、より詳細により密度の濃いものとし、努力してまいります。

お客様のさまざまなご意見等の収集に努め、お客様満足度を高めるよう努めます。

保険契約について、万が一保険事故が発生した場合におきましては、保険金のお支払いについては迅速かつ確に処理するよう常に努力をしております。

お客様の様々なご意見等の収集に努め、その後の販売に活かしてまいります。

お客様に関する情報は、契約の引受と円滑な保険金支払いのため弊社にお知らせいただきますが、適正な取扱いにより個人情報の保護に努めてまいります。

個人情報保護方針(プライバシーポリシー)

当社は、お客様の信頼をもととする当社業務を遂行するにあたり、個人情報保護の重要性を深く認識し、個人情報の保護に関する個人情報保護法およびその関連法令を遵守し、その取扱い方針を以下の通りと定め、個人情報の適法かつ公正な手段による取得と利用、および正確性と機密性の保持に努めます。

当社は、個人情報の取扱いが適正に行われるように従業員への教育・指導を徹底し、適正な取扱いが確実に行われるよう取り組んでまいります。

1. 個人情報の利用目的

当社は、取得した個人情報を以下の業務に必要な範囲内で利用し、当該利用目的以外に利用しません。

- (1) 保険契約の引受・維持・管理・更新、保険金の支払い
- (2) 当社業務に関する情報提供・運営管理・商品・サービスの充実

- (3)与信の判断・与信後の管理 (4)委託先サービスの案内及び提供
- (5)再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知及び保険金の請求
- (6)保険事業に関連・付随する業務

2. 個人情報の取得

当社では、ご本人からご提供いただく情報は、契約の締結・維持管理・商品のご案内等、業務上必要な範囲内で、適法で公正な手段により個人情報を取得いたします。

3. 個人情報の提供

当社は、以下の場合を除き、ご本人からの個人情報を外部に提供することはありません。

- (1)あらかじめ、ご本人が同意されている場合 (2)法令に基づく場合
- (3)業務遂行上必要な範囲内で、代理店を含む委託先に取扱を委託する場合
- (4)再保険契約に伴い当該保険契約の情報を提供する場合
- (5)ご本人または公共の利益のために必要であると考えられる場合

4. 個人情報の管理

当社は、利用目的の達成に必要とされる正確性・最新性を確保するために適切な措置を講じます。また、当社の取り扱う個人情報の漏えい、滅失またはき損の防止その他の個人情報の安全管理措置に係る実施体制の整備等、十分なセキュリティ対策を講じます。なお、当社の委託を受けて個人情報を取り扱う外部業者に対しても、同様に厳重な管理を行わせています。万一、個人情報に関する事故が発生した場合には、迅速かつ適切に対応いたします。

5. センシティブ情報の取扱

お客様の本籍地、健康状態などのセンシティブ情報につきましては、「保険業法施行規則第211条の33で準用する保険業法施行規則第53条の10」および「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン6条」により、お客様の同意に基き業務遂行上必要な範囲で利用するなど業務の適切な運営の確保、その他必要と認められた場合に利用が限定されています。

当社は、これらの利用目的以外には、センシティブ情報を取得・利用または第三者提供をいたしません。

6. 個人情報の開示・訂正・利用停止

当社が保有している個人データの開示、訂正等(訂正、追加、削除)、利用停止(利用停止、消去)のご請求があった場合は、ご請求者がご本人又は正当な代理人であることを確認させていただいたうえで、当社業務に支障のない範囲内で対応いたします。

なお、ご要望にお応えできない場合は、ご本人にその理由を説明いたします。

7. 個人情報取扱に関する継続的改善

当社では、個人情報の取扱いに関して利用目的の変更、安全性向上、関連法令及び規範の改訂に応じて定期的にこれを見直し、継続的改善に取り組めます。

また、この個人情報保護方針(プライバシーポリシー)の内容に変更が生じた場合、速やかにご通知するか当社のホームページなどに掲載し、公表いたします。

個人情報保護法に基づく個人データの開示等の請求について

個人情報保護法に基づく保有個人データに関する事項の開示、訂正・利用停止等に関する当社へのご請求は、下記の所定書式に必要事項を記載し、捺印の上、必要な資料(下記3・4をご参照ください)を添付して郵送にてご提出ください。後日、書面にて回答させていただきます。

1. 保有個人データの開示等の請求ができるのは、ご本人またはご本人から委任を受けた代理人のみです。

2. 開示等の請求・回答は郵送手続きに限らせていただきます。

3. 提出書類

(1) 個人情報開示請求の場合

所定書式(個人情報開示請求書)

本人確認資料(詳しくは、4の説明をご覧ください)

(2) 個人情報訂正等・利用停止等請求の場合

所定書式(訂正等・利用停止等請求書)

訂正・利用停止等請求の根拠となる資料

本人確認資料(詳しくは、4の説明をご覧ください)

4. 本人確認資料

(1) ご本人からの請求

運転免許証、パスポート、健康保険証などの公的書類の写し: 1通

外国人である場合は、外国人登録証明書の写しまたは

外国人登録原票記載事項証明書

(2) 代理人からの請求 委任状: 1通 本人の印鑑証明書: 1通

5. 郵送先

〒060-8635

札幌市中央区南一条西六丁目20番1号 富士火災札幌ビル5階

常口セーフティ少額短期保険株式会社 個人情報開示請求係 宛

開示等の請求で提出いただきました個人情報は、開示等の手続きに必要な範囲で利用させていただきます。

[お問い合わせ窓口]

当社の個人情報に関するご照会・ご相談は、下記までお問い合わせください。

常口セーフティ少額短期保険株式会社

所在地 〒060-8635 札幌市中央区南一条西六丁目20番1号 富士火災札幌ビル5階

電話番号 011-271-8816 Fax番号 011-271-8817

受付時間 9:00~17:00(月~金)

ホームページ <http://www.safesafe.co.jp/>

クーリングオフについて

当社では、「クーリングオフ制度」を採用しております。

クーリングオフ（契約の撤回）につきましては、8日以内に②－④の方法で請求ください。

（ただし、⑤－⑨の契約のケースではクーリングオフの対象にはならず、保険契約を解約いただくこととなりますので、ご注意ください。）

- ①クーリングオフは、ご契約を申し込まれた日または重要事項説明書を受領された日のいずれか、遅い日から8日以内であれば行うことができます。
- ②クーリングオフの手続きは、取扱代理店では出来ませんので、当社の下記＜送付先＞に必ず上記①の期間内に（8日以内の消印有効）郵便にてご送付ください。
- ③クーリングオフされた場合、すでにお支払になった保険料は、速やかにお客様にお返しいたします。また、当社および取扱代理店はクーリングオフによる損害賠償または違約金は一切請求いたしません。ただし、ご契約を解除される場合には、保険期間の開始日からご契約の解除日までの期間に相当する保険料を日割りでお支払いいただく場合がございます。
- ④クーリングオフ（契約申込の撤回）をご希望される場合は、葉書に次の必要事項をご記入いただき、郵送してください。

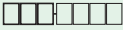
《 必 要 事 項 》

- (1) ご契約をクーリングオフする旨の内容
- (2) ご契約者の氏名（押印）、住所、連絡先電話番号
- (3) ご契約申込日 (4) 保険証券番号 (5) 取扱代理店名

クーリングオフできない場合について

- ⑤保険期間が1年以下のご契約
- ⑥営業または事業のためのご契約
- ⑦法人または法人でない団体・財団等が締結されたご契約
- ⑧金銭消費貸借契約その他の契約の債権の履行を担保するためのご契約
- ⑨通信販売特約により申し込まれたご契約 等

※ 記入例 ※

	0608635	札幌市中央区南一条西六丁目二十番一号
		富士火災札幌ビル五階
		常口セイフティ少額短期保険株式会社
		「クーリングオフ」担当者 行
		

以下、保険契約を
クーリングオフします。

申込人住所：

氏名： 

電話番号：

申込日：

証券番号：

取扱代理店名：

保険商品

賃貸住宅災害時生活復旧費用保険(生活復旧費用プラン)の特徴

賃貸住宅に入居する人が災害等により、生活用動産もしくは借用戸室に損害を被った場合、入居者の生活を発生直前の状態に復旧するために要する費用を補償します。

- (1) 保険期間 保険期間は1年または2年です。
- (2) 保険始期 保険の開始は保険期間開始日の零時に始まります。
- (3) お支払する保険金は
 生活復旧費用保険金 仮住まい費用保険金
 第三者に対する賠償責任保険金 貸主に対する賠償責任保険金
 です(詳しくは重要事項説明書及び約款をお読みください)。

特にご注意ください

- (1) 当社は、保険会社が加盟する「保険契約者保護機構」の会員ではありません。同機構が行う資金援助等の処置の適用はなく、また保険契約の移転等における資金援助の補償対象契約に該当しません。
- (2) 保険金額は少額短期保険業者の場合、一被保険者について1000万円までとなっております。当社は経過措置の適用を受けており、これにより平成25年3月31日を経過するまでの間は「4900万円」と読み替えて適用しております。(保険業法等の一部を改正する法律附則第16条)
- (3) 保険金支払事由が集中して発生し、当社の経営維持に重大な影響を与えると見込まれた場合には、保険期間中に保険料の増額又は保険金額の減額をすることがあります。
- (4) 一保険契約者について引き受ける全ての被保険者の総数は100名までとなります。

生活復旧費用プラン 賃貸生活における特有のトラブルや災害の
‘いざ’に備える 3つの安心補償

賃貸住宅災害時生活復旧費用保険
保険期間(補償期間)は2年間です。

1 第三者・貸主に対する賠償責任保険
法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合に保険金をお支払いします。

■ 第三者に対する賠償責任保険

- ・借用戸室の所有、使用または管理に起因する偶発的な事故
- ・被保険者および入居者の日常生活に起因する偶発的な事故

■ 貸主に対する賠償責任保険

- ・借用戸室が、被保険者の責めに帰すべき事由に起因する次に掲げる事由により損害を受けたため、被保険者が借用戸室についてその貸主に對し、法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合
- a. 火災
- b. 破損または壊れ
- c. 借用戸室内で生じた漏水、防水または漏水による水漏れ(保険金額の範囲内の方)

2 生活復旧費用保険
事故発生直前の状態に復旧するために要する費用に対して保険金をお支払いします。

① 火災・落雷・破損・爆発

② 風災・ひょう災・雪災

③ 建物外部からの物体の落下・衝突車両の飛び込み

④ 水漏れ
給排水設備に生じた事故または他人の住居からの水漏れ

⑤ 溢水
近所による家屋の溢水、汚損、おぼろけ等の原因による溢水(注1)

⑥ 水災
台風、暴風雨等によるこもり水・高潮、土砂崩れ等の災害によって床上浸水の被害を受けたとき

⑦ 水道管凍結破裂
専用水道管が凍結し、破裂した場合の管の修理費用等

⑧ ①～⑦の事故により被保険者または入居者(注2)の借用戸室に収容中の家財、もしくは借用戸室に損害を被った結果、被保険者及び入居者の生活を事故発生直前の状態に復旧するために要する費用に対して保険金額(生活復旧費用保険金)を限度としてお支払いします。

(注1) 保険金額の範囲
 溢水：1 事故 20 万円限度
 漏れ：1 事故 10 万円限度

(注2) 入居者とは、借用戸室に同居する
 (1) 被保険者の配偶者
 (2) 被保険者またはその配偶者と生計を共にする子および父母、兄弟・姉妹・祖父母、孫
 (3) 喪失家族等親等が被保険者と同居することが認められた方を含みます。

3 仮住まい費用保険
宿泊施設を利用する費用、引越しのための費用に対しての保険金をお支払いします。

・損害を受けた家財の持ち運び費用
 ・盗難による被害が生じ、その被害がドアロックの破損を伴わずドアロックを閉鎖されたこと(注)を伴う「ピッキング」による盗難をいう)による場合には、同様な事故を防止する目的で、事故の日から180日以内に支出したドアロックの交換に必要な費用

・生活費(生活費が保険金額の50%以上支払われる場合で、かつ契約者または被保険者が借用戸室の賃貸借契約を締結の日から1ヶ月以内に解約し、被保険者が引越したる場合
 ・生活費(生活費が保険金額が支払われる場合で、かつ被保険者または入居者が借用戸室の移転のために臨時に宿泊する場合に、1回の事故につき5万円を限度として支出した宿泊に要する費用

引越し

[保険金をお支払いできない主な場合]については裏面をご覧ください。

募集方法(契約募集制度)

ご契約の募集について	当社は代理店委託契約を締結した「不動産管理・仲介業者」様を通じ対面で、新規契約の販売(募集)をしています。また、当社では、これら保険代理店の法令にもとづいた適正な保険募集を維持するため、代理店への指導研修、検査体制を確立しています。
募 集 代 理 店	代理店は内閣総理大臣への登録を受け、また保険募集人は日本少額短期保険協会が実施します「募集人試験」に合格し、内閣総理大臣へ届出を行っております。
代 理 店 教 育	当社作成の「募集コンプライアンスガイド」、「保険商品の説明」および「申込書作成の注意点とフロー」により研修を行っています。
代 理 店 点 検	代理店による保険募集が適正に行われている事を確認するため、当社内部監査部による「登録後6ヶ月点検」及び毎年の「代理店監査」のほか「業務実態点検・登録内容点検」を実施し代理店の法令遵守状況や業務遂行状況を把握し、適正化の指導を行っています。

契約手続き

商品内容のご確認

↓
当社代理店(不動産管理・仲介業者)にて入居される物件が決定しましたら、代理店(募集人)より保険商品のパンフレットと重要事項説明書(契約概要と注意喚起情報)が渡されます。

保険金額の決定

↓
パンフレットを確認、重要事項説明書に基づいて「契約概要」と「注意喚起情報」の内容の確認・説明をお聞きいただき、お客様の実情に合わせたプランを決定ください。

申込書の作成(署名、捺印、告知事項の記入)

↓
申込書に必要事項をご記入ください。署名・捺印をいただきます。また、お客様の入居される物件以外に当社に付保した賃貸住宅災害時生活復旧費用保険契約がないかなど、当社の質問事項(告知事項)にご回答ください。

保険料のお支払と契約のお引受

↓
保険料をお支払いただき、必ず「当社所定の保険料領収証」、「保険契約申込書控」、「賃貸住宅災害時生活復旧費用保険約款」をお受け取りください。保険料領収証記載の保険期間開始日時より保険契約をお引き受けいたします。

契約(引受)内容の確認

契約(引受)内容をホームページでご確認ください。又、保険証券を希望されたお客様には後日送付させていただきます(なお、ホームページでの確認には保険料領収後、多少の日数がかかります)。

保険金のお支払

事故がおきた際の保険金の支払いは、当社の最も重要な業務であります。迅速で的確な損害調査を行い、公平・公正な保険金支払を遂行し、保険契約者及び代理店から高い信頼を勝ち得るため、当社では「必要な書類を受領し損害額が確定した日から、30日以内に」お支払することを約束しております(特別な調査を要する場合を除きます)。

生活復旧費用プラン(賃貸住宅災害時生活復旧費用保険)

の事故発生から解決・保険金お支払まで

火災・爆発事故の時は、お客様自身の安全を確保し、損害の拡大防止を行い消防署に通報してください。

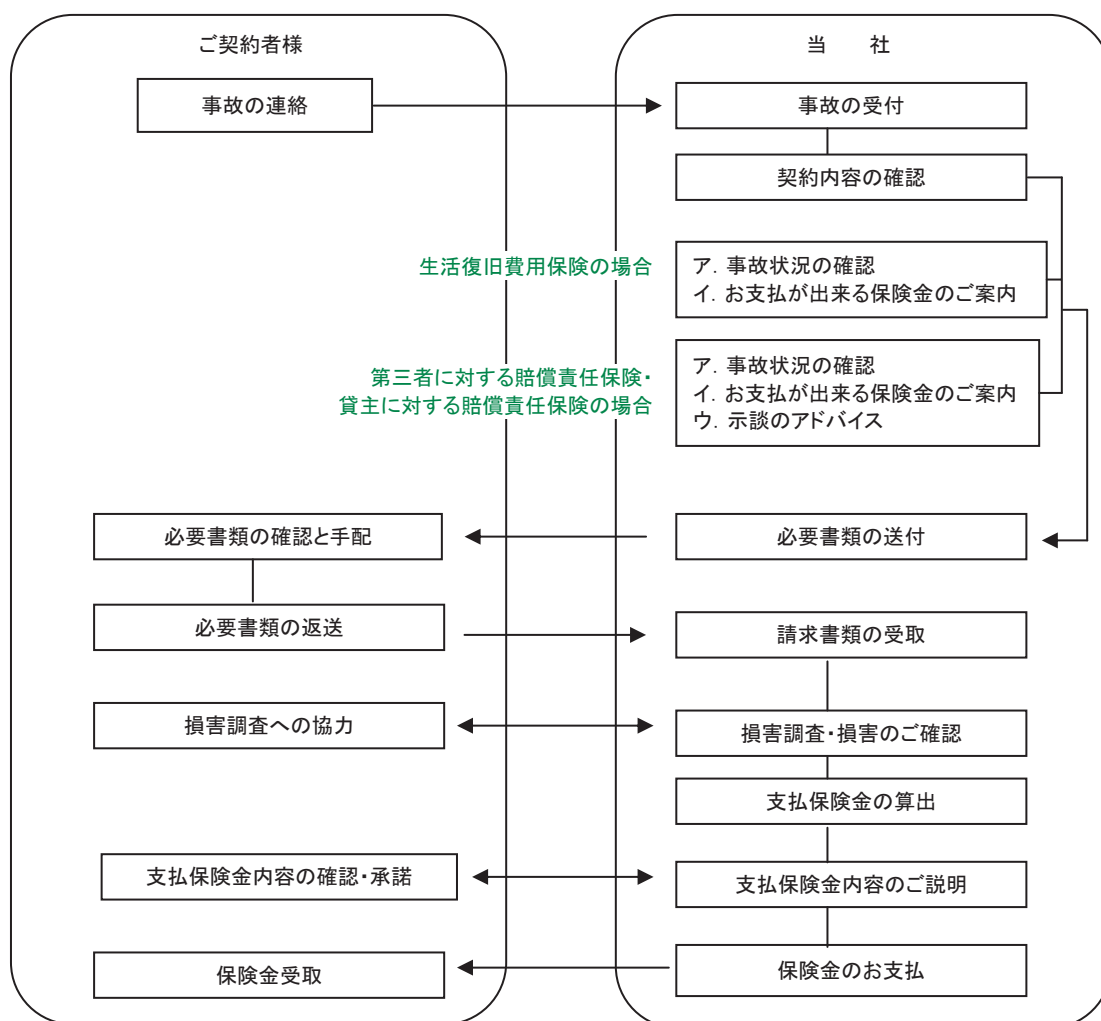
また、盗難の時は、警察署に通報してください。窓ガラスまたはドアが破損されている場合は、貸主または管理会社にも連絡ください。

第三者に対する賠償責任保険・貸主に対する賠償責任保険

の事故発生から解決・保険金お支払まで

漏水事故等の時は、損害が拡がらないようにし、自室及び第三者(階下の方等)の状況を確認し、当社に連絡いただくとともに貸主又は管理会社に連絡してください。第三者(賠償の被害者)には「損害賠償については、保険会社と相談しながら進めさせていただきます」と、お伝えください。

(1) 保険金支払のフロー



(2) 事故受付について

当社では、火災・賠償事故発生の際の事故受付を24時間365日体制で行っております。

事故受付専用 : 0120-889-212 (受付時間 平日 9:00-17:00)

FAX : 011-271-8817

上記時間以外 及び 土日祝日は : 0120-575-377

(3) 適正な保険金支払のために

保険金支払は個人情報保護法にのっとり、「損害調査業務マニュアル」、「火災・賠償責任保険損害調査業務マニュアル」に基づき公正に支払いをし、その実行は内部監査にてチェックしております。また、保険金請求に関する苦情案件は、当社判断の妥当性を再検討するため外部の専門家、弁護士等による「再審査委員会」を開催し、その案件の精査をおこないます。

(4) 再審査請求制度について

お客様からの保険金請求にたいして、当社のお支払に関する判断につきご了承いただけない場合には、お客様からのご請求により「再審査請求制度」をご利用いただくことができます。お客様から再審査のご請求をいただいた事案については「外部の専門家、弁護士等」により構成された「再審査委員会」において、当社損害調査部の判断内容について再審査いたします。

再審査請求の対象事案

「再審査請求制度」の対象となる事案は、ご契約内容(約款)に基づき、保険金支払の対象外とされたものです。

再審査請求の方法

再審査を請求するには、お客様から当社へ「再審査請求書」を提出いただきます。詳しくはお客様相談室に、お問い合わせください。

お客様相談室 011-271-8816 (営業時間9:00-17:00、年末年始休業日を除く)

《指定紛争解決機関 少額短期ほけん相談室》について

一般社団法人日本少額短期保険協会では、「指定紛争解決機関」の許可を取得しています。「少額短期ほけん相談室」が公正かつ中立な立場から少額短期保険業者との和解の斡旋・解決支援を行っております。

少額短期ほけん相談室

TEL(フリーダイヤル) : 0120-82-1144

FAX : 03-3297-0755

受付時間 : 9:00~12:00、13:00~17:00

受付日 : 月曜日から金曜日(祝日ならびに年末年始休業期間を除く)

一般社団法人 日本少額短期保険協会

東京都中央区八丁堀3丁目12-8 八丁堀SFビル2階

TEL: 03-6222-4422

業績データ

業務の概況	18
直近の3事業年度における主要な 業務の状況を示す指標	19
直近の2事業年度における業務の状況	20
直近の2事業年度における保険契約の状況	21
直近の2事業年度における経理・資産の状況	23
ソルベンシー・マージン比率	24
経理の状況	26
貸借対照表	
損益計算書	
株主資本等変動計算書	
キャッシュフロー計算書	

業務の概況

事業環境

2010年度の北海道経済は、公共投資が大幅減となる中、上期は、消費刺激策の効果や海外需要増などから緩やかながらも持ち直しの動きが続いた。しかし、下期は、海外・国内経済の減速や消費刺激策の一部終了などから、けん引役が不在となり、景気はやや弱まっている。2010年度の実質成長率は0.2%と6年ぶりにプラスとなるものの、停滞感が強まっている。

需要面では、住宅投資は、販売価額の低下等による持家の需要増などからやや持ち直すも、貸家は減少傾向で推移している。尚、貸家の2011年度の見通しは賃料低下など供給過剰感の残存を背景とした投資への慎重姿勢から前年割れが予想される。

事業損益

- ・北海道経済が低迷の中、収入保険料は対前年比122%を達成しました。
- ・元受合算率77.5%、正味事業費においては▲4,596万円と大変順調な結果となっています。
- ・普通責任準備金については、収支残9,164万円となったことから、4,100万円繰入となりました。これにより、さらに安定した経営基盤が構築されます。
- ・代理店は、5店増店し今後の増収が見込まれます。
- ・当期経常利益は、対前年比375%、当期純利益は、対前年比482%となりました。

今後の課題

- ① 経営の安定性を確保し、収益性の向上を図る為、引き続き新規代理店開発に重点をおき年間収入保険料の拡大を目指します。
- ② コンプライアンスの徹底、保険専門知識の向上を基本としたお客様第一主義の実践によりお客様から信頼される人材基盤の確立を図る為、人員の増加に努めます。
- ③ 少額短期保険業の特徴をいかした新商品開発のデータベースマーケティングを行い、革新的な商品開発を行います。
- ④ 首都圏への進出を慎重に検討します。
- ⑤ 再保険比率の検討を実施し、あらゆる観点から保有率増加の分析を行います。

直近の3事業年度における主要な業務の状況を示す指標

(単位：千円)

	2008年度	2009年度	2010年度
正味収入保険料	22, 502	28, 149	34, 450
経 常 収 益	876, 132	1, 081, 524	1, 331, 085
経 常 利 益	28, 768	6, 584	31, 328
当 期 純 利 益	17, 747	3, 255	18, 963
正 味 損 害 率	23. 9%	21. 5%	21. 8%
正 味 事 業 費 率	46. 6%	△51. 4%	△133. 4%
資 本 金	50, 000	50, 000	50, 000
純 資 産 額	89, 331	92, 587	72, 330
総 資 産	288, 520	429, 997	419, 083
責任準備金残高	24, 675	53, 330	95, 254
ソルベンシー・ マージン比率	1, 306. 8%	1, 037. 5%	599. 6%
配 当 性 向	—	—	—
従 業 員 数	10	10	10

直近の2事業年度における業務の状況

正味収入保険料

(単位：千円)

	2009年度		2010年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
火 災	28, 149	100%	34, 450	100%
そ の 他	—	—	—	—
合 計	28, 149	100%	34, 450	100%

正味収入保険料とは、元受収入保険料から出再契約の支払保険料を控除したものをいいます。

正味支払保険金

(単位：千円)

	2009年度		2010年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
火 災	6, 071	100%	7, 535	100%
そ の 他	—	—	—	—
合 計	6, 071	100%	7, 535	100%

正味支払保険金とは、元受契約の支払保険金から出再契約における回収再保険金を控除したものをいいます。

正 味 事 業 費

(単位：千円)

	2009年度		2010年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
火 災	△14, 482	100%	△45, 965	100%
そ の 他	—	—	—	—
合 計	△14, 482	100%	△45, 965	100%

正味事業費とは、損益計算書の事業費＋保険業法第113条繰延額(△)＋保険業法第113条繰延資産償却額から再保険手数料を控除したものです。

直近の2事業年度における保険契約の状況

元受損害率および元受事業比率

	2009年度		2010年度	
	元受損害率	元受事業比率	元受損害率	元受事業比率
火 災	21. 5%	59. 6%	21. 8%	55. 7%
そ の 他	—	—	—	—
合 計	21. 5%	59. 6%	21. 8%	55. 7%

元受損害率は、保険金／(保険料－解約返戻金)×100で、元受事業比率は、事業費／(保険料－解約返戻金)×100で算出しています。

正味損害率および正味事業比率

	2009年度		2010年度	
	正味損害率	正味事業比率	正味損害率	正味事業比率
火 災	21. 5%	△51. 4%	21. 8%	△133. 4%
そ の 他	—	—	—	—
合 計	21. 5%	△51. 4%	21. 8%	△133. 4%

正味損害率は、正味支払保険金／正味収入保険料×100で、正味事業比率は、正味事業費／正味収入保険料×100で算出しています。

出再を行った再保険会社の数と支払再保険料のうち上位5社の割合

出再先保険会社の数	支払再保険料のうち上位5社の割合
1社	100%

出再を行った再保険会社の格付区分ごとの再保険料の割合

格 付 区 分	支払再保険料における割合
A ー 以 上	100%
B B B 以 上	—
そ の 他	—
合 計	100%

保 険 引 受 利 益

(単位：千円)

	2009年度		2010年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
火 災	6, 521	100. 0%	28, 335	100. 0%
そ の 他	—	—	—	—
合 計	6, 521	100. 0%	28, 335	100. 0%

保険引受利益とは、保険料等収入から保険引受費用(保険金等支払金＋営業費及び一般管理費)を控除しその他収支を加味したものに、責任準備金等を繰入・戻入れしたものです。

損害率の上昇に対する経常利益の変動

損 害 率 の 上 昇 シ ナ リ オ	発生損害率が1%上昇すると仮定
計 算 方 法	正味既経過保険料×1%
経 常 利 益 の 減 少	319千円

直近の2事業年度における経理・資産の状況

責 任 準 備 金

(単位：千円)

	2009年度	2010年度
普 通 責 任 準 備 金	50,638	91,643
異 常 危 険 準 備 金	2,692	3,611
契 約 者 配 当 準 備 金	—	—
責 任 準 備 金 合 計	53,330	95,254

資 産 運 用

(単位：千円)

	2009年度	2010年度
現 金 お よ び 預 金	98,206	124,560
金 銭 信 託 お よ び 有 価 証 券	—	—
利 息 配 当 収 入	19	14
純 資 産 額	92,587	72,330
保 険 業 法 上 の 純 資 産 額	95,279	75,941
総 資 産	429,997	419,083

参考情報

ソルベンシー・マージン比率(保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率)

(単位:千円、%)

	2009 年度	2010 年度
(1) ソルベンシー・マージン総額	84,045	51,465
①純資産の部合計	81,309	47,793
②価格変動準備金	—	—
③異常危険準備金	2,692	3,611
④一般貸倒引当金	44	61
⑤その他有価証券の評価差額	—	—
⑥税効果相当額	—	—
⑦負債性資本調達手段等	—	—
⑧その他	—	—
(2) リスクの合計額 $\sqrt{[R1^2+R2^2]}+R3+R4$	16,201	17,165
保険リスク相当額	10,941	12,816
R1 一般保険リスク相当額	3,558	4,042
R4 巨大災害リスク相当額	7,383	8,774
R2 資産運用リスク相当額	7,660	6,901
価格変動等リスク相当額	—	—
信用リスク相当額	980	—
再保険リスク相当額	6,680	6,890
再保険回収リスク相当額	0	11
R3 経営管理リスク相当額	372	394
ソルベンシー・マージン比率 (1) / {(1/2) × (2)}	1037.5%	599.6%

ソルベンシー・マージン比率は小数点第2位以下を切捨てています。

ソルベンシー・マージン比率とは

- ◎ 少額短期保険業者は、保険事故発生の際の保険金支払等に備えて準備金を積立てていますが、巨大災害の発生や、少額短期保険業者が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予想を超える危険が発生した場合でも十分な支払能力を保持しておく必要があります。
 - ◎ こうした「通常の予測を超える危険」を示す「リスクの合計額(表の(2))」に対する「少額短期保険業者が保有している資本金・準備金等の支払余力(表の(1))」の割合を示す指標として、保険業法に基づき計算されたのがソルベンシー・マージン比率です。
- (1) の、ソルベンシー・マージン総額(少額短期保険業者が有している資本金・準備金等の支払余力)とは、少額短期保険業者の純資産、諸準備金(価格変動準備金・異常危険準備金等)、土地の含み益の一部等の総額です。
- (2) の、リスクの合計額(通常の予測を超える危険)とは、
- 一般保険リスク(保険引受上の危険)：保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生しえる危険
 - 巨大災害リスク(巨大災害に係る危険)：通常の予測を超える巨大災害(伊勢湾台風相当)により発生しえる危険
 - 資産運用リスク(資産運用上の危険)：保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動することにより発生しえる危険
 - 経営管理リスク(経営管理上の危険)：業務の運営上、通常の予測を超えて発生しえる危険で上記のリスク以外のもの
- ◎ ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が少額短期保険業者を監督する際に活用する客観的な判断指標のひとつで、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。

時価情報等

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| (1) 有価証券
該当ありません。 | (2) 金銭の信託
該当ありません。 |
|----------------------|-----------------------|

平成22年度（平成23年3月31日現在）貸借対照表

（単位：千円）

	2009年度	2010年度	増 減
（資産の部）			
現金および預貯金	98, 206	124, 560	26, 354
現 金	182	972	790
預貯金	98, 023	123, 588	25, 385
有形固定資産	4, 200	4, 379	179
建物附属設備	3, 768	2, 826	△942
その他有形固定資産	432	1, 553	1, 121
無形固定資産	10, 003	7, 447	△2, 556
ソフトウェア	9, 975	7, 418	△2, 557
その他	28	28	—
代理店貸	43, 889	32, 556	△11, 333
再保険貸	173, 303	177, 042	3, 739
貸倒引当金	△44	△61	△17
その他の資産	78, 159	37, 621	△40, 538
未収金	14, 903	19, 460	4, 557
未収収益	15	—	△15
前払費用	61, 429	16, 114	△45, 315
預託金	1, 810	2, 046	236
繰延税金資産	11, 277	24, 537	13, 260
供託金	11, 000	11, 000	—
資 産 の 部 合 計	429, 997	419, 083	△10, 914
（負債の部）			
保険契約準備金	56, 023	97, 573	41, 550
支払備金	2, 693	2, 319	△374
責任準備金	53, 330	95, 254	41, 924
代理店借	427	158	△269
再保険借	187, 151	175, 895	△11, 256
その他の負債	93, 807	73, 125	△20, 682
未払法人税等	8, 329	19, 294	10, 965
未払消費税	167	—	△167
未払費用	6, 835	3, 635	△3, 200
預り金	638	819	181
賞与引当金	750	3, 630	2, 880
前受収益	77, 085	45, 746	△31, 339
負 債 の 部 合 計	337, 410	346, 752	9, 342
（純資産の部）			
資本金	50, 000	50, 000	—
利益剰余金	42, 587	61, 550	18, 963
（その他利益剰余金）	(42, 587)	(61, 550)	(18, 963)
繰越利益剰余金	42, 587	61, 550	18, 963
自己株式	—	△39, 220	39, 220
純 資 産 の 部 合 計	92, 587	72, 330	△20, 257
（株主資本合計）	(92, 587)	(72, 330)	(△20, 257)
負 債 ・ 純 資 産 の 部 合 計	429, 997	419, 083	△10, 914

平成22年度

平成22年4月1日から
平成23年3月31日まで

損益計算書

(単位：千円)

	2009年度	2010年度	増 減
経常収益	1, 081, 524	1, 331, 085	249, 561
保険料等収入	1, 081, 451	1, 330, 697	249, 246
保険料	590, 031	723, 972	133, 941
再保険収入	491, 420	606, 725	115, 305
回収再保険金	115, 364	143, 158	27, 749
再保険手数料	350, 347	430, 336	79, 989
再保険返戻金	25, 708	33, 229	7, 521
責任準備金等戻入額	—	374	374
支払備金戻入	—	374	374
責任準備金戻入	—	—	—
その他経常収益	72	14	△58
経常費用	1, 074, 939	1, 299, 757	224, 818
保険金等支払金	709, 025	873, 444	164, 419
保険金	121, 436	150, 693	29, 257
解約返戻金	27, 060	34, 977	7, 917
再保険料	560, 529	687, 773	127, 244
責任準備金等繰入額	30, 040	41, 924	11, 884
支払備金繰入	1, 385	—	△1, 385
責任準備金繰入	28, 655	41, 924	13, 269
事業費	335, 865	384, 371	48, 506
営業費及び一般管理費	325, 007	371, 038	46, 031
税金	7, 115	5, 523	△1, 592
減価償却費	3, 492	4, 929	1, 437
賞与引当金繰入額	250	2, 880	2, 630
その他経常費用	7	17	10
経常利益	6, 584	31, 328	24, 744
特別利益	—	—	—
特別損失	—	—	—
固定資産等処分損	—	—	—
税引前当期純利益	6, 584	31, 328	24, 744
法人税及び住民税	14, 520	25, 624	11, 104
法人税等調整額	△11, 190	△13, 260	△2, 070
当期純利益	3, 255	18, 963	15, 708

株主資本等変動計算書

(単位：千円)

	2009年度	2010年度
【株主資本】		
【資本金】		
前期末残高	50,000	50,000
当期変動額	—	—
新株の発行	—	—
当期末残高	50,000	50,000
【資本剰余金】		
資本準備金	—	—
その他資本剰余金	—	—
【利益剰余金】		
利益準備金	—	—
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	39,331	42,587
当期変動額	3,255	18,963
当期純利益	3,255	18,963
当期末残高	42,587	61,550
利益剰余金合計		
前期末合計	39,331	42,587
当期変動額	3,255	18,963
当期末残高	42,587	61,550
【自己株式】		
前期末合計	—	—
当期変動額	—	△39,220
当期末残高	—	△39,220
【株主資本合計】		
前期末合計	89,331	92,587
当期変動額	3,255	△20,256
当期末残高	92,587	72,330
【純資産合計】		
前期末合計	89,331	92,587
当期変動額	3,255	△20,256
当期末残高	92,587	72,330

(貸借対照表の注記)

- 有形固定資産の減価償却は定率法、無形固定資産の減価償却は定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間(5年)に基いて償却しております。
- 貸倒引当金は債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権について税法の法定繰入率により計上するほか、個々の債権の回収可能性を勘案して計上しております。
- 賞与引当金は、役員賞与および従業員の賞与に充てるため、支給見込額を基準として計上しております。
- 消費税等の会計処理方法は税込み方式を採用しております。
- リース契約の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、契約金額が300万円未満のため、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
- 当事業年度より「資産債務除去に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しております。これに伴う損益の影響はありません。
- 有形固定資産の減価償却累計額は5,184千円です。
- 繰延税金資産の総額は24,537千円で、その内訳は普通責任準備金として、23,058千円および賞与引当金等によるものであります。
- 支払備金の内訳は、次のとおりであります。

支払備金(出再支払備金控除前)	46,388千円	
同上にかかる出再支払備金	44,069千円	差引 2,319千円
- 責任準備金の内訳は、次のとおりであります。

普通責任準備金	91,643千円	
その他の責任準備金	3,611千円	計 95,254千円
- 貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器の一部については、所有権移転外ファイナンス・リースにより使用しています。
- 金融商品に関する注記
 - 金融商品の状況に関する事項
 当社は、資金運用については短期的な預金等に限定しております。
 - 金融商品の時価等に関する事項

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
現 金 お よ び 預 金	124,560	124,560	———
代 理 店 貸	32,556	32,556	———
再 保 険 貸	177,042	177,042	———
代 理 店 借	(158)	(158)	———
再 保 険 借	(175,895)	(175,895)	———

①負債に計上されるものについては、()で示しております。

②これらの金融商品はいずれも短期で決済されるため、時価は簿価にほぼ等しいことから当該帳簿価格によっております。

- 1株あたりの純資産額は278,195円19銭です。
 算定上の基礎である純資産の部の合計額および普通株式に係る当期末の純資産額は、いずれも72,330千円、1株当たり純資産額の算定に用いた当期末の普通株式の数は260株であります。
- 記載金額は表示単位未満の端数を切捨てて表示しております。

(損益計算書の注記)

- 正味収入保険料(保険料、再保険返戻金およびその他再保険収入の合計額から再保険料および解約返戻金等の合計額を控除した金額)は34,450千円です。
- 正味支払保険金(保険金等から回収再保険返戻金を控除した金額)は7,535千円です。
- 1株あたりの当期純利益は21,598円66銭です。
 1株あたりの当期純利益の算出には、期中平均発行済株式数(1,000株)から、期中平均自己株式数(122株)を控除した878株で算出しています。
- 記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

(株主資本等変動計算書の注記)

- 発行済株式の種類及び総数に関する事項 普通株式 1,000株
- 自己株式の種類及び株式数に関する事項
 自己株式 普通株式 740株
- 剰余金の配当に関する事項 該当ありません。

キャッシュフロー計算書

(単位: 千円)

	2009年度	2010年度
I 営業活動によるキャッシュフロー		
税引前当期純利益	6,584	31,328
減価償却費	3,492	4,929
保険業法第113条繰延資産償却費	—	—
支払備金の増加額(△は減少)	1,385	△374
責任準備金の増加額(△は減少)	28,655	41,924
契約者配当準備金繰入額	—	—
貸倒引当金の増加額(△は減少)	7	17
賞与引当金の増加額(△は減少)	250	2,880
退職給付引当金の増加額(△は減少)	—	—
役員退職慰労引当金の増加額(△は減少)	—	—
価格変動準備金の増加額(△は減少)	—	—
利息及び配当金収入(△は益)	△19	△14
有価証券関係損益(△は益)	—	—
支払利息	—	—
為替差損益(△は益)	—	—
有形固定資産関係損益(△は益)	—	—
代理店貸の増加額(△は増加)	△3,757	11,333
再保険貸の増加額(△は増加)	△48,876	△3,738
前払費用の増加額(△は増加)	△61,014	45,315
その他資産(除く投資活動、財務活動関連)の増減額(△は増加)	△1,414	△4,776
代理店借の増加額(△は減少)	△118	△269
再保険借の増加額(△は減少)	27,671	△11,256
前受収益の増加額(△は減少)	77,085	△31,339
その他負債(除く投資活動、財務活動関連)の増減額(△は減少)	1,439	△3,184
その他	48	—
小 計	31,418	82,774
利息及び配当金の受取額	19	14
利息の支払額	—	—
契約者配当金の支払額	—	—
その他	—	—
法人税等の支払額(△)又は還付額	△12,716	△14,662
営業活動によるキャッシュフロー	18,722	68,125
II 投資活動によるキャッシュフロー		
預貯金の純増(△)減額	△40,000	40,000
有価証券の取得による支出	—	—
有価証券の売却・償還による収入	—	—
有形固定資産の取得による支出	—	△2,551
有形固定資産の売却による収入	—	—
無形固定資産の取得による支出	△5,470	—
保険業法第113条繰延資産の取得による支出	—	—
その他	—	—
投資活動によるキャッシュフロー	△45,470	37,448
III 財務活動によるキャッシュフロー		
借入れによる収入	—	—
借入金の返済による支出	—	—
社債の発行による収入	—	—
社債の償還による支出	—	—
株式の発行による収入	—	—
自己株式の取得による支出	—	△39,220
配当金の支払額	—	—
その他	—	—
財務活動によるキャッシュフロー	—	△39,220
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	—	—
V 現金及び現金同等物の増加額	△26,748	66,354
VI 現金及び現金同等物の期首残高	29,607	58,206
VII 現金及び現金同等物の期末残高	2,858	124,560

会計監査について

平成22年度(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)の計算書類につき監査役の監査を受けており、監査報告書を受領しています。

財務諸表について

当社の平成22年度の財務諸表(決算状況)につきましては、適正に作成されたことを確認いたします。

平成23年6月15日

常口セーフティ少額短期保険株式会社

代表取締役社長 萩 野 克 己

常口セーフティ少額短期保険株式会社

〒060-8635

札幌市中央区南一条西六丁目20番1号 富士火災札幌ビル5階

お客様相談室:011-271-8816

事故受付専用:0120-889-212

Fax:011-271-8817

夜間(平日9:00-17:00以外)および土日祝日の事故受付は
:0120-575-377

メール:safepost@safesafe.co.jp

ホームページ:<http://www.safesafe.co.jp/>

営業時間:9:00-17:00(土日祝日、年末年始の休業日を除く)

日本少額短期保険協会

東京都中央区八丁堀3丁目12-8 八丁堀SFビル2階

少額短期ほけん相談室:0120-82-1144

Fax:03-3297-0755

受付時間:9:00-12:00、13:00-17:00

受 付 日:月曜日から金曜日(祝日ならびに年末年始
休業期間を除く)

コーポレート・データ

会社の沿革・株式・役員

33

常口セーフティ少額短期保険株式会社の沿革

平成17年8月31日	株式会社常口セーフティを設立
平成18年12月1日	少額短期保険準備会社として登録 本社所在地 札幌市中央区南九条西三丁目2番16号 東京事務所 千葉市中央区栄町36番10号
平成20年5月30日	北海道財務局長（少額短期保険）第1号として登録 常口セーフティ少額短期保険株式会社として営業開始 常口マイタウン共済会より「セーフティ生活保険プラン（共済）契約」を包括移転
平成20年7月30日	資本金を1000万円から、5000万円へ増資
平成20年9月30日	常口マイタウン共済会より「生活復旧費用プラン保険（共済）契約」を包括移転
平成20年10月30日	東京事務所を廃止、システム部を本社に集約
平成21年3月1日	本社を現在地に移転

株式に関する事項

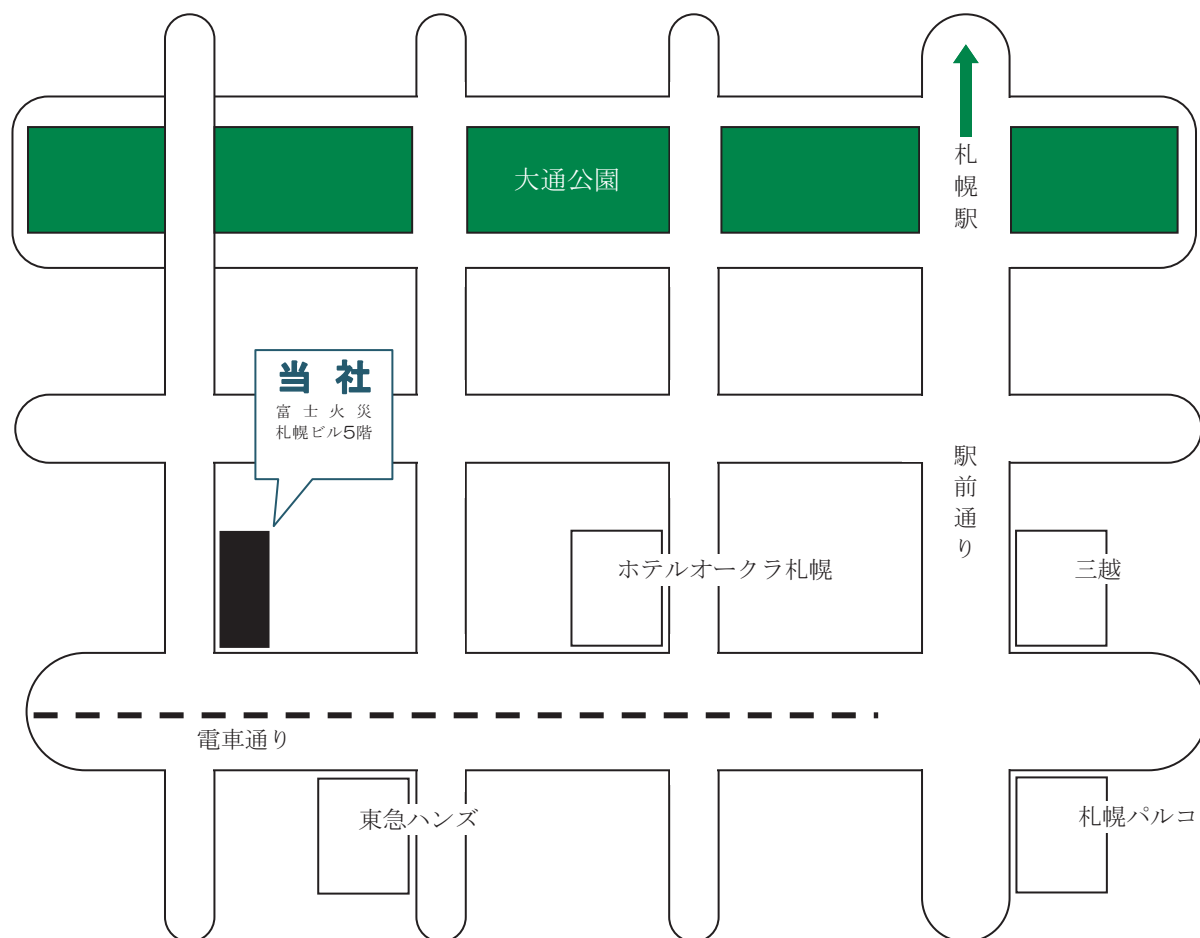
発行可能株式数 2,000株 発行済株式数 1,000株

株 主 名	持株数	割 合	株 主 名	持株数	割 合
萩 野 克 己	145株	14.5%	高 橋 和 弘	20株	2%
林 敏 雄	95株	9.5%	自 己 株 式	740株	74%

（注）割合は、発行済株式数（1,000株）に対する所有株式割合です。

役員に関する事項

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職
代表取締役社長	萩 野 克 己	
取締役副社長	林 敏 雄	経営管理部・業務部・損害査定部
取締役	高 橋 和 弘	システム部・営業部
監査役（非常勤）	岡 野 芳 郎	近畿第一監査法人代表社員、公認会計士



常口セーフティ少額短期保険 株式会社 *JOGUCHI SAFETY SSI*

A Member of JOG Group

「常口セーフティの現状 2011」

2011年7月発行